○ 国庫計算記簿規程(大正11年2月28日原乙191号)

大正11年4月1日ヨリ施行

国庫計算記簿規程目次

第一章 総則

第二章 国庫金ノ出納ニ関スル帳簿

第三章 政府預金ノ受払ニ関スル帳簿

第四章 有価証券ノ受払ニ関スル帳簿

第五章 雜則

第一章 総則

- 第一条 国庫ノ計算ヲ整理スル為大蔵省〔財務省〕理財局(国庫課以下同シ)ニ左 ノ帳簿ヲ置ク
 - 一 国庫金ノ出納ニ関スル帳簿
 - 二 政府預金ノ受払ニ関スル帳簿
 - 三 有価証券ノ受払ニ関スル帳簿
- 第二条 前条ノ帳簿ハ日本銀行ノ計算報告又ハ決議書等ニ依リ其ノ出納額又ハ受払 額ヲ登記スヘシ
 - 第二章 国庫金ノ出納ニ関スル帳簿
- 第三条 国庫金ノ出納ニ関スル帳簿ハ会計規則第百五十二条〔予算決算及び会計令 第百二十八条〕ノ規定ニ依リ之ヲ左ノ三種ニ分ツ
 - 一 国庫日記簿
 - 二 国庫原簿
 - 三 国庫補助簿
- 第四条 国庫日記簿ハ国庫原簿ノ計算科目毎二国庫金ノ出納額ヲ登記スヘシ但日本銀行国庫金取扱規程第七十八条ノ規定ニ依リ同行ヨリ提出スル国庫金受払報告表ヲ以テ之ヲ代用スルコトヲ得

国庫日記簿及国庫原簿ノ書式ハ大正十一年大蔵省令 (国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令) 第二十号中第十五号 [第十七号] 及第十六号 [第十八号] 書式二依ル

第五条 国庫原簿ハ国庫日記簿ヨリ転記スヘシ

- 第六条 国庫補助簿ハ日本銀行国庫金取扱規程第九十四条〔第八十五条〕ノ規定ニ 依リ同行ヨリ提出スル毎月出納計算書、毎月歳入金内訳表及毎月歳出金内訳表ヲ 以テ之ヲ充ツ
- 第七条 前条ノ毎月出納計算書、毎月歳入金内訳表及毎月歳出金内訳表ハ日本銀行 ヨリ提出スルニ随ヒ調査ノ上各店毎ニ月ヲ追ヒ編綴シテ之ヲ保存スヘシ
- 第八条 理財局ハ国庫原簿ニ依リ毎日第一号書式ノ国庫金貸借対照表ヲ調製スヘシ 前項ノ国庫金貸借対照表ハ日本銀行国庫金取扱規程第八十七条〔第七十八条〕ノ 規定ニ依リ同行ヨリ提出スル国庫金貸借対照表ヲ以テ之ヲ代用スルコトヲ得

第三章 政府預金ノ受払ニ関スル帳簿

- 第九条 政府預金ノ受払ニ関スル帳簿ハ之ヲ左ノ四種ニ分ツ
 - 一 当座預金内訳簿
 - 二 別口預金内訳簿
 - 三 指定預金内訳簿
 - 四 指定預金普通勘定明細簿
- 第十条 当座預金内訳簿ハ第二号書式、別口預金内訳簿ハ第三号書式ニ依リ各計算 科目毎ニロ座ヲ設ケ其ノ受払額ヲ登記スヘシ
- 第十一条 指定預金内訳簿ハ「内地ノ部」ト「在外ノ部」トヲ別冊トシ「内地ノ部」ハ第四号書式「在外ノ部」ハ第五号書式ニ依リ各計算科目毎ニロ座ヲ設ケ其ノ受払額ヲ登記スヘシ
- 第十二条 指定預金普通勘定明細簿ハ第六号書式ニ依リ各会計ヲ区分シ預入先毎ニ ロ座ヲ設ケ其ノ受払額ヲ登記スヘシ
- 第十三条 理財局ハ第九条ノ帳簿ニ依リ毎日左ノ計算表ヲ調製スヘシ
 - 一 内地預金内訳表 第七号書式
 - 二 在外指定預金內訳表 第八号書式

内地預金内訳帳ニハ各種預金ノ外ニ参照トシテ正貨ノ売買高、金輸出入高其ノ他 国資運用上必要ナル事項ヲ、又在外指定預金内訳表ニハ政府所有正貨ノ外ニ、参 照トシテ日本銀行所有ノ正貨ヲ掲クルモノトス

第四章 有価証券ノ受払ニ関スル帳簿

- 第十四条 有価証券ノ受払ニ関スル帳簿ハ左ノ三種ニ分ツ
 - 一 有価証券受払総括簿
 - 二 日本銀行毎月有価証券受払計算書
 - 三 在外有価証券記入簿
- 第十五条 有価証券受払総括簿ハ第九号書式ニ依リ各計算科目毎ニロ座ヲ設ケ有価 証券ノ枚数及券面額ノ受払ヲ登記スヘシ
- 第十六条 日本銀行毎月有価証券受払計算書ハ日本銀行有価証券取扱規程第四十一 条ノ規定ニ依リ同行ヨリ提出スルニ随ヒ調査ノ上各店毎ニ月ヲ追ヒ編綴シ有価証 券ノ受払総括簿ノ補助簿トシテ之ヲ保存スヘシ
- 第十七条 在外有価証券記入簿ハ第十号書式ニ依リ預金部、随時国庫証券収入金、 国債整理基金ノ各会計ヲ区分シ証券ノ種類毎ニロ座ヲ設ケ券面額、購入原価及邦 貨額ノ受払ヲ登記スヘシ
- 第十八条 理財局ハ有価証券受払総括簿ニ依リ毎日第十一号書式ノ有価証券受払総 括簿計算表ヲ調製スヘシ

第五章 雜則

- 第十九条 国庫原簿、有価証券受払総括簿其ノ他各帳簿ノ計算科目ハ別ニ定ムル所 ニ依ル
- 第二十条 帳簿ニ登記ヲ了シタル計算報告表ハ登記済ノ押印ヲ為シ記帳者之ニ検印 シ分類編綴シテ之ヲ保存スヘシ
- 第二十一条 理財局ハ第二章、第三章及第四章ニ定ムルモノノ外国庫金ノ出納、政府預金ノ受払又ハ有価証券ノ受払ニ関シ必要ナル補助簿ヲ設ケルコトヲ得

国庫金貸借対照表(総計)

年 月 日

(年度分)

日本銀行即

科	目	借			貸			残	高
		歳	出	歳出外	歳	入	歳入外	7天	闰
			円	円		円	円		円

備考

- 1. 歳出、歳出外、歳入および歳入外の各欄には、それぞれの累計額を掲記すること。
- 2. 各欄において金額が負となる場合については、その金額の冒頭にマイナス符号を付すること。
 - (注) 1. 各科目の累計額には、旧帳からの繰越額を含む。
 - 2. 記入が数葉にわたる場合は、各葉に連けい番号を付する。